

新旧対照表

浦安市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年規則第51号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前										
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 センターの1日当たりの利用定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>利 用 定 員</th></tr></thead><tbody><tr><td>省 略</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	利 用 定 員	省 略		<p>(利用定員)</p> <p>第4条 同 左</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>利 用 定 員</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>浦安市猫実高齢者デイサービスセンター</u></td><td><u>25人</u></td></tr><tr><td>同 左</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	利 用 定 員	<u>浦安市猫実高齢者デイサービスセンター</u>	<u>25人</u>	同 左	
名 称	利 用 定 員										
省 略											
名 称	利 用 定 員										
<u>浦安市猫実高齢者デイサービスセンター</u>	<u>25人</u>										
同 左											